

2024年度における医学部医学科標準修業年限超過者(6年次在籍者)の納付金について

医学部医学科において、標準修業年限(6年間)を超えて、6年次に在籍している場合の納付金は、次の各事項により設定された【下表】に基づき納入していただくことになります。

1. 通常の留年(単位未修得)の場合

《単位：円》

費目		標準6年次学費	6年次以降留年者
春学期	授業料	1,074,000	1,074,000
	教育運営費	316,000	316,000
	教育充実費	420,000	420,000
	施設設備費	1,050,000	1,050,000
	小計	2,860,000	2,860,000
秋学期	授業料	1,074,000	1,074,000
	教育運営費	316,000	316,000
	教育充実費	420,000	420,000
	施設設備費	1,050,000	1,050,000
	小計	2,860,000	2,860,000
年額		5,720,000	5,720,000

2. 総合試験(卒業試験)不合格の場合

○6年次以降在籍中に納入いただきます納付金は、基本料・総合試験指導料の合計額となります。

○基本料は、6年次における授業料・施設設備費の合計額(年額)の2分の1を春・秋学期に分けて納入していただきます。

○総合試験指導料は、6年次における教育充実費(年額)の2分の1を春・秋学期に分けて納入していただきます。

○各学期における納入額は、次のとおりとなります。

《単位：円》

費目		総合試験不合格留年者	
春学期	基本料	(授業料+施設設備費) × 1/2	1,062,000
	総合試験指導料	教育充実費の1/2	210,000
	小計		1,272,000
秋学期	基本料	(授業料+施設設備費) × 1/2	1,062,000
	総合試験指導料	教育充実費の1/2	210,000
	小計		1,272,000
年額		2,544,000	

(注) ①上記の金額は、2024年度医学部医学科6年次生の学費を計算基準としてあります。

②基本料及び総合試験指導料は、百円単位を四捨五入して算出してあります。

③上記の他に、学生会費、学園費、学生健保互助組合費及び保護者会費を納入していただきます。

④休学者は上記の金額ではなく、在籍料として半期25,000円と学生健保互助組合費を納入していただきます。

⑤6年次(初年度)に休学し、留年した場合は、学則28条第2項「休学期間は在学期間に算入しない」のとおり、「2024年度における医学部医学科標準修業年限超過者(6年次在籍者)の納付金」は適用されません(標準修業年限を超過しないため)。